

遺協第 14 号

平成27年4月22日

各位

(総務窓口気付)

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会

会長 林 浩昭

平成27年度国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業の公募について (ご案内)

大分県の国東半島宇佐地域の「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が、平成25年5月30日に、国際連合食糧農業機関 (FAO) より、世界農業遺産に認定されました。この世界に認められた農林水産システムの維持保全を図り、次世代へ継承することが重要と考えています。

そこで、大学等に所属する研究者を対象に、保全推進や地域活力創出につながるような調査研究の委託業務の公募を行うこととしました。

つきましては、募集要領及び仕様書をお送りしますので、研究者の皆様にご配布していただき、積極的に応募していただきますようお願いいたします。

配布部数 5 部

※内訳

- ・国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業募集実施要領
- ・国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業業務委託仕様書
- ・応募様式一式 (提案書、研究者略歴、実施計画書、経費見積書、誓約書)
- ・質問書
- ・国東半島宇佐地域世界農業遺産調査コンセプトブック

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

(大分県農林水産部農林水産企画課内)

担当：宮川

TEL：097-506-3525

FAX：097-506-1757

※世界農業遺産とは、国際連合食糧農業機関 (FAO) が、グローバル化、環境悪化、人口増加の影響により衰退の途にある伝統的な農業や文化、土地景観の保全と持続的な利用が図られている地域を認定するプロジェクトです (2002年に開始)。

## 国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業募集要領

### 1 目的

国東半島宇佐地域世界農業遺産の保全推進や地域活力創出につながるような調査研究を行う研究者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名：国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業
- (2) 業務内容：国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から平成28年3月31日まで
- (4) 予算額：1研究につき1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 プロポーザルの参加資格

参加資格を有する者は、日本国内の大学又は高等専門学校に所属する研究者とする。

### 4 対象となる経費

報償費	研究遂行における助言者や協力者への謝金等
旅費	所属する大学から調査研究対象地域までの往復交通費及び調査対象地域外に在住する研究者であって、調査研究を実施するために調査研究対象地域に滞在する必要が認められる場合の宿泊費、中間報告会に参加するための交通費
需用費	1品2万円未満の物品（事務用品、コピー用紙等の消耗品）の購入費、図面や写真等に要する印刷製本費等
役務費	手数料、データ収集料等、役務の対価として支払う経費、郵便料や電話料その他通信に要する経費等
使用料及び賃借料	車両、機器類等の使用賃借に要する経費等
その他経費	調査研究に要する経費で審査会が特に認めるもの
一般管理費	研究環境を整備することを目的とする費用。委託料の30%を超えない額とする。（研究者個人と委託契約を行う場合は、計上を認めない）

### 5 プロポーザル審査の手続き等

#### (1) スケジュール

項目	日程
募集要領等の公表	平成27年4月22日（水）～6月17日（水）

質問受付期間	平成27年4月22日(水)～5月18日(月)
質問回答	質問提出日の翌々日
企画提案書の受付期間	平成27年4月22日(水)～6月17日(水)
審査会	平成27年7月上旬(予定)
契約手続き	平成27年7月中下旬(予定)

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間 平成27年4月22日(水)～6月17日(水)
- イ 配布場所 大分県農林水産部農林水産企画課(〒870-8501 大分市大手町3-1-1)
- ウ 配布方法 募集要領等は、上記配布場所での配布及び「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環ポータルサイト」(以下「公式ホームページ」という)(<http://www.kunisaki-usa-giahs.com/>)に掲載する。

6 質問の受付及び回答

この募集要領及び仕様書に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成27年4月22日(水)～5月18日(月)
- (2) 提出先 下記「11 問合せ先」に同じ
- (3) 提出方法 「質問書(様式2)」により郵送、電子メール又はファックスで送信すること。電子メール又はファックスの場合は、送信後、電話にて送達の確認を行うこと。
- (4) 回答方法 質問を受け付けた後、公式ホームページにおいて回答を公表するものとする。なお、質問者名は公表しない。

7 提案書の提出

- (1) 提出期限 平成27年4月22日(水)～6月17日(水) 午後5時必着
- (2) 提出書類 仕様書に掲げた内容について、「国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業提案書」(様式1)に以下の書類を添えて提案すること。
  - ア 研究者略歴
  - イ 調査研究実施計画書
  - ウ 経費見積書
  - エ 誓約書
- (3) 提出部数 各4部
- (4) 提出方法 直接持参又は簡易書留郵便
- (5) 提出先 下記「11 問合せ先」に同じ
- (6) 留意事項
  - ア 提案資料等の制作に要した経費及び本審査会に出席する経費は全て提案者の負担とする。

- イ 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- ウ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- エ 提出された提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

## 8 審査会

- (1) 日時 平成27年7月上旬（提案者に直接通知する）
- (2) 場所 大分市内（提案者に直接通知する）
- (3) 実施方法 プレゼンテーション、質疑応答
- (4) その他

ア プロジェクター、スクリーン、パソコンは当方で用意する。

イ 公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失うことがあるものとする。

## 9 審査方法

### (1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行い、提案の内容や目的等を評価、採点する。

評価項目	内容
内容と目的の妥当性	国東半島宇佐地域世界農業遺産の保全推進や地域活力創出につながる内容か
フィールドワークの内容	フィールドワークの内容や頻度はどの程度充実しているか
調査研究の効果	世界農業遺産の推進に対しどの程度効果があるのか
経費の妥当性	業務内容に対して適正な経費算定となっているか

### (2) 選定者数

2者程度

### (3) 選考結果通知

選考結果通知については、全てのプロポーザル参加者に対して郵送にて通知する。

## 10 契約締結の条件

- (1) 委託契約の締結は、大分県契約事務規則に準じて行う。なお、委託契約にかかる経費は、事業採択された応募者の負担とする。
- (2) 採択された研究者にかわって当該大学等との契約を行うことができるものとする。
- (3) 委託料の支払いは、精算払いとする。ただし、委託契約者が大学等であって、

必要があると認められる場合は、委託料の範囲内で概算払いできるものとする。  
なお、概算払いをしたにも関わらず、成果物の提出が契約期間内に提出できない  
場合等は、委託料の返還を求めるものとする。

(4) 調査研究成果が不十分な場合は、委託料を減額することがあるものとする。

#### 1.1 問合せ先

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

大分県農林水産部農林水産企画課（本館9階）

担当：宮川

住所：〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

電話：097-506-3525

FAX：097-506-1757

メールアドレス：a14000@pref.oita.lg.jp

## 国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業業務委託仕様書

### 1 摘要

本仕様書は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下「甲」という。）が募集し、発注する次の業務（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

- (1) 業務名 国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業
- (2) 対象地区 豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

### 2 業務の目的

国東半島宇佐地域世界農業遺産に関する調査や研究を実施する。

### 3 調査研究テーマ

調査研究テーマは以下に掲げるものとする。

- (1) 認定地域の伝統的な農法や文化などの持続的な営みを次世代に継承するために役立つと思われる調査・研究
- (2) 認定を活かし観光など地域の活力につながると思われる調査・研究

### 4 契約期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

### 5 契約予定金額

- 1, 000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 6 業務内容

- (1) 調査研究報告書の作成
- (2) 中間報告会での報告

甲が開催する中間報告会において、調査研究の進捗状況を報告する。

### 7 対象外業務

当該業務委託のほかに他の機関・団体から補助を受けているものは、業務委託の対象としないものとする。

### 8 業務内容の変更

甲は、必要と認めたときは業務内容の一部を変更若しくは停止することができる。この業務内容の変更等に伴う委託料及び委託期間の変更については、別途協議の上決定するものとする。

## 9 成果品

当該業務の契約を締結した者（以下「乙」という。）は、次の書類を提出すること。

### ア 調査研究報告書

調査研究報告書 (又は論文)	4部	学会発表程度の論文としてまとめたものを作成すること。言語については和文とする。
調査研究報告書 概要版	4部	調査研究報告書の概要が分かる1ページ程度のもの。中学校3年生が理解できる内容のものを作成すること。言語については和文のみとする。
調査研究報告書 及び調査研究報告書概要版の電子データ（汎用品）	4部	調査研究報告書及びその概要版は電子データもあわせて提出すること。なお提出する電子データは、MSワード又はMSエクセル（いずれの場合も「2007」版で利用可能なもの：拡張子は「*.doc」又は「*.docx」、「*.xls」又は「*.xlsx」）として、作成したデータをCD-Rなどの電子媒体に保存のうえ提出すること。

イ 収支決算書 1部

ウ その他必要書類 1部

## 10 成果品等の検査

乙は、業務完了に際し、甲による成果品の検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。なお、納品後、成果品の内容に誤記・誤算があった場合は、速やかに訂正の上、成果品を再提出しなければならない。

## 11 乙の責務

### (1) 法令等遵守

ア 業務上知り得たことを第三者に開示・漏洩しないこと。（第三者には関係機関や団体も含む）また、本委託業務遂行以外の目的に利用しないこと。これらの事項については本契約終了後も同様とする。

イ 個人情報の取扱いにあたっては、「大分県個人情報保護条例」等に従って適切に行い、条例及び特記事項の各規定を遵守すること。

ウ 本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することはできない。

### (2) 損害賠償責任

委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙

の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

## 12 権利

本業務によって得られた成果品等(報告書内の写真含む)の著作権は、甲に帰属する。ただし、乙は、事前に甲の同意を得た上で、調査研究報告書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

## 13 その他

### (1) 業務管理

ア 乙は、本業務の遂行にあたって適宜甲と連絡をとり、十分に打合せを行うこと。

イ 乙は、次に挙げる事項が生じたときは、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従うこと。

(ア) 本仕様書に明記されていない事項

(イ) 本仕様書の内容又は解釈に関する疑義事項

(ウ) 業務の遂行における事故・問題等

### (2) 活用内容

当該業務に係る調査研究結果について、甲はホームページで公開するなど、世界農業遺産の推進に役立てる。



